

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市城郷小机地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

今年度は新しい地域福祉計画「ひっとプラン港北」「たすけあうまち城郷」の初年度に当たります。昨年1年間を通じて旧プランを検証・総括してきた策定／推進委員会のみなさまに感謝申し上げると共に、これを尊重し推進の一翼を担う施設としてケアプラザの管理運営に当たります。

現在当ケアプラザを拠点として展開されている地域の活動（高齢者見守り、子育て支援、障がい者支援など）を今後も継続的に支援し、これらを運営している方々と一緒に地域の福祉保健計画を推し進めることが第一と考えます。

また、熊本地震をきっかけとして、地域の防災への関心がより一層高まってまいりました。ケアプラザとして果たすべき役割を認識し、有事に十全な働きができるように備えます。

これらを踏まえ、以下の通り取り組んでまいります。

1. 新しい「ひっとプラン港北」「たすけあうまち城郷」の周知・推進。

新計画の第一年度に当たる今年はこの計画を多くの人に知ってもらうための広報活動にとりくみます。ボランティア団体等ケアプラザを訪れる方々への資料配布や広報紙への掲載等を行います。

2. 各種ボランティア活動団体の次世代育成への支援(継続)。

昨年に引き続き、ボランティアに関わる人材発掘を進め、こうした団体を支援します。各種事業の中から担い手を発掘し活動につなげるアプローチを進めます。

3. 広域災害における役割認識と具体的な備え。

特別避難場所として、備蓄品の適正な管理、防火・防災訓練、対応マニュアルの改善などを通じて災害に備えます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設設備、電気設備、消防設備等の点検は、法令・ケアプラザ運営のルール等に則って適正に実施しその記録を管理します。記録の中で報告された設備・機器の不具合等については必要に応じて区と協議し、補修・交換等に対応します。

いわゆる耐久消費財と呼ばれる備品・機器の修繕、交換という課題には今年度も引き続き取り組みます。特に経年劣化で使用が危ぶまれる機器については貸室備品を中心に複数年度かけて計画的に交換していきます。特に通所介護のサービス提供や地域交流の貸室には直接に影響するため、日々状態を確認しつつ使用しており、不具合等を見つけたらいち早く対応できるよう備えています。

小破の修繕については迅速・安価で、且つ質の低下を招かないように配慮します。自分たちで修繕可能かつその後の安全も図れる小破の修繕は、安易に外部業者による修繕に依存することなく部品・代替品の購入等によって進めます。また、交換時期の予測できる設備機器等の小破対応については予算化し、計画的に進めることといたします。

イ 効率的な運営への取組について

効率的な運営のため、下記の通り取組みを進めます（継続取組）。

① 広報活動

(1) 広報紙による施設のお知らせ

広報紙で会館内の様々な活動についてお知らせすることで、同様の活動を行っていただける方々へ「このような活動でご利用いただけます」というメッセージを発信しています。

広報紙は各町内会・自治会を通じて戸別配付され、毎号地元の方の目に触れるようになっています。また小・中学校、近隣の他ケアプラザへも配布しています。さらに近隣の商店にご協力をお願いし、店頭での掲示や配付等でご協力を頂いています。

(2) ホームページによるお知らせ

秀峰会ホームページには城郷小机地域ケアプラザの情報も掲載しており、アクセス（電話／Fax 番号、住所、地図等）をお知らせしています。上記広報紙もホームページから最新版がダウンロードできるようになっています。その他フェイスブックページを立ち上げ、即時性のある活動報告や広報に役立てています。

② 利用団体のスケジュール調整

利用申込みは所定のルールに基づいてお受けしていますが、特に長年ご利用いただいている地域のボランティア団体や当ケアプラザの事業から自主化した団体については、その活動が互いにスポイルされることのないよう、早めの利用調整等を実施しています。

ご利用にあたっては「利用団体説明会」の中で利用の申込み手続きなどについて十分にご説明申し上げ、ご協力をお願いしています。

③ その他の利用促進

(1) 地域福祉保健計画との連携

城郷小机地区の福祉保健計画「たすけあうまち城郷」において示された「ボランティア活動の担い手発掘」や「各福祉保健活動を横つなぎするネットワーク化」を支援しこれに協力することで、利用促進を図ります。

現在、支えあい連絡会、よってこ会など地域の福祉保健活動で重要な役割を担っている多くの団体の方々に活動拠点、活動場所としてご利用いただいています。

(2) 魅力ある自主事業の企画実施

魅力ある自主事業を企画実施することでご利用促進を図ります。現在年間40事業程度が自立した事業として行われていますが、新しい自主事業も次々と企画から自立化へと発展させています。今後も地域やご利用者のニーズを受け止めつつ、福祉保健計画に沿った事業を進めてまいります。

(3) 夜間、土日の利用促進

週末や夜間等、比較的稼働率の低い時間帯については、ボランティア活動を目的とした団体に「比較的予約の取りやすい時間帯」として情報提供し、ミーティングなどでご活用いただけるようにしています。

また、平日の日中仕事をされている方々を対象とした企画を立ち上げることで、この時間帯での自主事業→自立化を図り、夜間・土日の継続的な利用団体を増やす方向で事業企画を検討します。

(4) 現利用団体の利用促進

現利用団体の方々の活動について、その範囲や参加される方々の人数を増やす方向性での支援を行い、活動の活性化を通じて利用日の追加等を促します。具体的には参加募集の掲示協力や広報紙などへの掲載。イベント参加時における活動紹介などが挙げられます。

ウ 苦情受付体制について

昨年度に引き続き、下記の体制で取り組みます。

居宅、通所、包括、地域交流それぞれに苦情受付担当者を置き、ご要望をうかがう体制を整えています。またそれぞれのサービスを利用される方々には利用開始時にこうした情報をお伝えします。

上記各部署においては利用される方々への積極的な声掛け等を行い、状況を適切に把握して苦情につながる状態が発生しないよう取り組みます。

また、苦情やご要望をうかがうにあたっては、電話、窓口にかかわらず部署にこだわることなくご利用者のお話に耳を傾け、その方のニーズの理解と課題解決に当たります。こうして得られた情報は部署内の会議、管理者会議等で共有し、適切な対応を図ると共に同種の苦情を防ぐための施策づくりに役立てています。

苦情解決にあたっては当ケアプラザだけでなく、必要に応じて区、市へ遅滞なく報告し、協議の上対応することもできるよう備えます。また、第三者委員を設置し、法人内でもより適切に対応できるよう、体制を整えて対応しています。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

大規模な事故、災害の発生に備え、防災／災害対策マニュアルを整備して職員への周知を図り、適切に対応できるようにしています。

また、これらのマニュアルは定期的に検証し、内容の有効性を高めると共に職員に周知し、適切に対応できるようにしています。

施錠管理を確実にを行い、不審者の侵入防止、備品等の盗難防止に努めます。備品管理簿を常に最新の状態に保ち、適切に管理しています。

また、地域の方々と連携し、地域防犯防災の取組に協力しています。

防災訓練を実施します。訓練は港北区消防署のご指導をいただき、同建物内の地区センターと合同で実施します。

オ 事故防止への取組について

法人が定期的実施する研修に職員が参加することで、事故防止の意識を高め、未然に防ごう、防ぐための策を立てようという意識の醸成に努めています。

朝礼・終礼等の中で、事故防止の評語を唱和し、事故を起こさない努力を続ける気持ちを常に持ち続けられるようにしています。特に通所介護の送迎車については、地域の中を走る車両ということで、常に周囲に目と気を配り、緊張感を途切れさせずに運転できるよう、出発時の声掛けを行っています。

事故、ヒヤリハットの事例情報については適宜朝礼や会議の席上で共有し、注意喚起を行うと共に、発生要因などの分析を行い防止策の検討につなげています。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

昨年度は通所介護の連絡帳取り違えから個人情報漏えいのインシデントが起きました。痛恨の出来事であり、改めて再発防止への意識を新たに各職員が業務を進めています。

ご利用者をはじめ、委員の方々や地域活動に従事されている方々、職員等、当ケアプラザでお預かりしている個人情報の範囲と種類は多岐にわたります。各種法令と厚労省の示したガイドライン、秀峰会の「個人情報保護の方針（プライバシーポリシー）」「個人情報保護規程」等に基づき、個人情報の適切な管理に努めます。

個人情報についてはすべて施錠できる収納什器の中に個人別に管理しており、其々管理担当者が明確になっています。また、個人情報の保護に関する研修を定期的実施し、職員のコンプライアンスに対する意識の向上、維持に努めています。

キ 情報公開への取組について

市の指定管理によって運営されているケアプラザの事業は、市の方針に従って広く住民に運営状況が開示されていることが当然であり、また情報の開示はケアプラザで働く職員一人一人の責務であると考え、業務にあたります。個別の情報開示については法令、市の指導等に基づき、法人のルールに沿って行います。

運営の状況は年2回の運営協議会において委員の方々にご報告し、地域の方々にその情報を開示することで、運営の透明化を図っています。運営情報は常に窓口に置き、ご希望の方にはどなたにも閲覧していただけるように用意しています。秀峰会のホームページでも法人の会計、事業運営の報告と方針等について開示し、広くご覧いただけるようになっています。

また、広報紙「城郷だより」でも様々な事業の情報、運営の状況等を掲載し、町内会自治会組織を通じて地域の皆さまに戸別配付していただくことで、情報をより広く開示する仕組みも引き続き確保します。

ク 人権啓発への取組について

旧年度に引き続き、様々な事業を通じて人権啓発に取り組めます。

地域交流では障がい者や子どもの人権を守るための活動を事業化し実施します。「障害を知る」講座や児童虐待に対する取組みなどを計画します。また、障がい者を支える活動を行う団体（精神保健サロンや障害児の活動）を継続してサポートします。

また、地域包括では高齢者の人権に焦点をあて、任意後見制度の周知や専門機関による相談、認知症キャラバン、孤独死を減らす見守り活動の支援等を継続します。

ケ 環境等への配慮及び取組について

東日本大震災以降、特に節電に取組み、冷房・暖房温度設定を環境省推奨数値にしています。不要な個所の明かりはこまめに消し、「つけっぱなし」を防ぐなどの取組みを行います。また、会館をご利用の方々にも節電・エコを呼びかけます。

廃棄物の処理については担当者を置き、横浜市の施策である「G30」「ヨコハマ3R夢」に沿って適切に処理します。また、職員全員がゴミの分別を正しく理解できるよう、ゴミそばや職員の休憩スペースなどに分別方法を掲示して、協力を促します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 看護師（管理者兼務） 1名
- ・ 社会福祉士 1名
- ・ 主任ケアマネジャー 1名
- ・ 予防プランナー 1名

《目標》

地域の高齢者がご自身の生活をできる限り長く維持できるように、また地域の資源を活用してその自立した生活を支援し生活の質の向上を図ります。

平成 28 年 1 月からの横浜市における介護保険の制度改正に伴い、サービス利用状況の変化について、ご利用者に正しい理解をしていただけるよう適切な情報提供と支援を随時行います。（介護従事者・民生委員等・地域住民に向けて）

必要に応じて介護保険申請をして地域のケアマネジャーとも協力しサービス導入につなげていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

・ 地域の支えあい連絡会や民生委員、地域のボランティアグループ等のネットワークと連携し、サービスを必要としている方々へ早期に相談等の支援対応ができるように働きかけます。

・ ケアプラザや地域で行っている介護予防事業で得た情報を活用し、適切な介護予防支援ができる様対応します。

・ 介護保険サービスをできるだけ利用しないで済むように地域の見守りネットワークとの連携やインフォーマルサービスを充足させ必要な支援がいつでもできる体制づくりを引き続き地域とともに整えていきます。

・ 平成 28 年 1 月から横浜市で始まった総合事業に対応し職員の研修及び民生委員等への説明周知を随時図っていき改正にスムーズに対応できるよう努力していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
140	140	141	141	141	142
10月	11月	12月	1月	2月	3月
142	142	142	142	142	142

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・介護支援専門員 常勤6名
（うち1名は管理者兼務）

《目標》

- ・ケアプラザの地域包括支援センターや区役所等と連携を図り、困難事例にも積極的に対応します。
- ・医療機関との連携によって、入院している方々のスムーズな退院とその後の在宅生活を支援します。
- ・地域包括支援センターを支援し、地域の高齢者に適切な介護保険制度の理解をしていただけるよう情報提供や相談等を行います。
- ・地域包括支援センターや地域交流、通所介護のイベントにも積極的に参加し、地域の福祉保健活動増進に貢献します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご利用者からの連絡に24時間電話対応できる体制を整えています。
- ・地域や法人の研修会への参加や自己研鑽によって仕事の質の向上に努めています。
- ・法人の介護サービスネットワークや情報網を活かし、必要な方に必要なサービスが適正に提供されるようにいたします。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
220	224	227	230	234	237
10月	11月	12月	1月	2月	3月
237	237	237	237	237	237

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス
- レクリエーションサービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担料金

（要介護1）	692円
（要介護2）	817円
（要介護3）	947円
（要介護4）	1,077円
（要介護5）	1,206円

- 入浴介助加算 54円
- 中重度者ケア体制加算 49円
- 個別機能訓練加算Ⅰ 50円
- サービス提供体制強化加算 20円
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 4.0%加算
- 食費負担 760円

● 2割負担料金

（要介護1）	1,383円
（要介護2）	1,634円
（要介護3）	1,893円
（要介護4）	2,153円
（要介護5）	2,412円

- 入浴介助加算 108円
- 中重度者ケア体制加算 97円
- 個別機能訓練加算 99円
- サービス提供体制強化加算 39円
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 4.0%加算
- 食費負担 760円

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9：35～16：35

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤兼務）
- ・ 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
- ・ 介護職員 11名（常勤兼務9名、非常勤兼務2名）
- ・ 看護職員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）
- ・ 機能訓練指導員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）

《目標》

- ・ ご利用者個別のニーズ、ご家族のニーズを理解し、これに合ったサービスが適用できるように取り組みます。
- ・ 生活支援と機能訓練によって、ご利用者、ご家族の生活の質の向上に貢献します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 職員が提供するプログラムに加え、地元のボランティアグループの方々によるレクリエーション等、多彩な活動でお楽しみいただいています。

《利用者目標（契約者数）》

4月	5月	6月	7月	8月	9月
790	816	790	816	816	790
10月	11月	12月	1月	2月	3月
816	790	816	816	737	816

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス
- レクリエーションサービス

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担料金

（要支援1）	1,766円
（要支援2）	3,621円

● 2割負担料金

（要支援1）	3,531円
（要支援2）	7,241円

● サービス提供体制強化加算

（要支援1）	78円	155円
（要支援2）	155円	309円

● 介護職員処遇改善加算 I 4.0%加算

● 介護職員処遇改善加算 I 4.0%加算

● 食費負担

760円

● 食費負担

760円

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:35~16:35

- ・管理者 1名（常勤兼務）
- ・生活相談員 3名（常勤兼務3名）
- ・介護職員 11名（常勤兼務9名、非常勤兼務2名）
- ・看護職員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）
- ・機能訓練指導員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）

《目標》

・通所介護事業同様、個別のニーズを理解これに合ったサービスが適用できるように取り組みます。入浴など加算に含まれないサービスも展開し介護予防の一助として生活の質の向上に貢献します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

・職員が提供するプログラムに加え、地元のボランティアグループの方々によるレクリエーション等、多彩な活動でお楽しみいただいています。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
210	217	210	217	217	210
10月	11月	12月	1月	2月	3月
217	210	217	217	196	217

● 認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎サービス
- 入浴サービス
- 食事サービス
- 機能訓練サービス

《実費負担》

● 1割負担料金

(要介護1)	1,072円
(要介護2)	1,188円
(要介護3)	1,305円
(要介護4)	1,422円
(要介護5)	1,539円

- 入浴介助加算 55円
- サービス提供体制強化加算 20円
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 6.8%加算
- 食費負担 760円

● 2割負担料金

(要介護1)	2,144円
(要介護2)	2,376円
(要介護3)	2,609円
(要介護4)	2,844円
(要介護5)	3,077円

- 入浴介助加算 109円
- サービス提供体制強化加算 39円
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 6.8%加算
- 食費負担 760円

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:35 ~ 16:35

《職員体制》

- ・ 管理者 1名 (常勤兼務)
- ・ 生活相談員 3名 (常勤兼務3名)
- ・ 介護職員 8名 (常勤兼務6名、非常勤兼務2名)
- ・ 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務1名) *看護職員

《目標》

常にご利用者の視点に立った援助、穏やかに過ごせる環境を作ります。
 馴染みの職員により、馴染みの活動を行うことで心身ともに豊かに過ごせるよう支援いたします。ご家族の負担や悩みのサポートができるよう、認知症介護の専門性の向上を図っていきます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・「音楽プログラム」音楽と歌と回想を取り入れたレクリエーションを行っています。
- ・認知症高齢者に対する効果的な機能訓練(4DAS)を取り入れています。
- ・センター方式を使い、個々のご利用者をより理解していくことで、よりその方に合った支援を検討していきます。

《利用者目標(延べ人数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
275	285	275	285	285	275
10月	11月	12月	1月	2月	3月
285	275	285	275	259	285

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

昨年度までに、港北区自立支援協議会はもとより、港北区地域子育て支援拠点どろっぷや区社協と連携した「障害児の居場所について考えるセミナー」の開催、港北区生活支援センターと当ケアプラザで立ち上げた精神保健サロン「ひなたぼっこ」との共催による「心に寄り添う講座」など、各分野のフォーマル・インフォーマルサービス提供者との協働事業の実施により、日常的な関わりを通して、情報共有の風通しをよくすることに努めてまいります。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

これまでは、地域活動交流が主体となって支援対象としてきた「精神障害者」支援については、加齢による精神疾患の発症する事例の増大を鑑み、港北区生活支援センターとの連携に、さらに地域包括支援センターと三者共催事業を立ち上げ、今後の相互連携に努めてまいります。

また、生活支援コーディネーターとの業務分担に配慮し、包括三職種プラスアルファの機動力をもって、地域ニーズの発掘・解決に努めます。

3 職員体制・育成

現在以下の体制で運営を行っています。

所長 1名

地域包括 4名（各職種 1名及びプランナー 1名）

地域交流コーディネーター 1名、サブコーディネーター 5名

生活支援コーディネーター 1名（5月より配置）

居宅介護支援 6名 通所介護（一般・認知症対応）約 40名（ドライバー含む）

上記の内地域包括、居宅介護支援、通所介護には介護保険制度等に基づき年間での計画的な研修が求められています。これに沿ってコンプライアンス、事故防止、苦情解決、個人情報保護、感染症対策、高齢者虐待防止等の項目を立て、地域交流を含めた4部署で年間計画を立てて研修を実施しています。

これらのほかに、上記の階層別研修、専門・職種別研修（介護技術や相談技術の向上等）を実施することで、さまざまな角度からの人材育成が可能になっています。こうした研修は法人内で企画されるものだけに限らず、横浜市社会福祉協議会、かながわ福祉サービス振興会等が主催する研修や講習会、研究会等も積極的に活用し、法人内の研修と組み合わせ受講させるようにしています。

また防災、感染症対応等については地域ケアプラザ全体、及び同一建物内にある地区センターと合同で訓練を実施し、当ケアプラザ/地区センターを訪れる方々の安全を守ることでできる人材育成を心がけます。

4 地域福祉のネットワーク構築

「見守りネットワーク構築支援事業」の一環として各町内会別に展開している既存の地域福祉活動をはじめ、城郷地区ボランティア連絡会、ケアプラザ貸館登録中の福祉保健活動団体、特にボーイスカウトや区社協の助成金による運営団体相互の連携について、引き続き地域活動交流、地域包括支援センター、さらに生活支援コーディネーターと協働して分担支援にあたり、地区や団体による過不足のない支援に努めます。

5 区行政との協働

毎月の定例カンファレンスの場において、子育て支援、障がい児者支援については、地域活動交流が中心となって専門知識を有する行政職員の指導をあおぎながら、当該地域の課題抽出、問題解決へ向けた支援を連携して進めてまいります。併せて今後の事業計画などを随時開示報告しながら、進めてまいります。

特に今年度は生活支援コーディネーター配置初年度となりますので、区行政のみならず、区社協及び区内ケアプラザとの協働、連携によって業務構築を図ります。

高齢者支援については、高齢障害支援課地区担当、福祉保健課地区担当保健師等との連携を行い、五職種内連携と併せ情報共有を密にしながら、推進いたします。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

横浜市の地域貢献事業をはじめ、各 NPO 団体、ケアプラザ貸館登録の福祉保健活動団体の目的と活動を今一度見直し、こうした横浜市推奨の地域福祉への貢献活動団体との情報交換を通して、新たな支援活動の方向性について、生活支援コーディネーターと共に、検討していく 1 年としてまいります。

また情報提供については、これまで散漫としていたフライヤー掲載ラックをカテゴリー別に区分し、よりポイントを絞った情報のとりまとめがしやすく、見やすいように改善してまいります。併せて、昨年度末までに地域の子育て支援中の保護者から寄せられた「子育て支援」に特化した地域活動掲示板を設置できるように併設する地区センターに働きかけながら、改善に努めてまいります。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

これまで、こと高齢者活動団体への手厚い支援の賜物として、当ケアプラザ設置以来継続活動をくださっている福祉保健活グループの代表をはじめとする参加者のみなさまが、一様に 10 年を経てご高齢化されている現状を踏まえ、すみやかな解散の手助け、または複数団体の融合による救済措置、当ケアプラザでの新規事業を通して、既存グループの参加者にも担い手となっただきながら、新たな参加者の斡旋に働きかけるなど、支援する側だけが提供するのではなく、ともに作り上げていくスタイルを持って、あらゆる支援の方策を駆使し、活動の維持、さらには各団体の活性化に尽力してまいります。そのためにも現在地域包括支援センターや地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが持ちうるノウハウを共有しながら、より城郷地区のニーズに即した支援を展開できるように努めてまいります。

3 自主企画事業

ここ数年来、若年ボランティア育成、障がい児支援活動の充実を図れたことをうけ、子育て支援事業での裾野を広げていくように努めてまいります。まず手始めに、昨年度の地域住民からあげられた複数意見のなかに目立っていた「(ラポールを含む)この地域周辺の子育て情報がまとめて分かるような掲示板の設置」要望を受け、併設館である地区センターの理解と協力を得て子育て支援ボードの設置及び、ケアプラザ FaceBook や Twitter、ホームページ、城郷地区子育て支援ブログ、ココマップへの掲載といった、インターネット媒体も積極的に導入しての、情報提供にも努めてまいります。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

これまで、地域包括支援センターと連携して支援してきた「認知症キャラバンメイト」の活動支援においては、引き続き、地域活動交流コーディネーターも協働しながら、併行して、生活支援コーディネーターへの業務移行及び、そのうえでの地域活動交流コーディネーターとしての担うべき役割を包括三職種及び生活支援コーディネーターとともに課題共有しながら、あらたな連携体制の安定的な実施に努めてまいります。

また、シニアボランティアポイントの事業拡大を通して、地域住民の活動が増加しつつある同ポイント事業においても、その裾野をひろげるべく、今年度もまた生活支援コーディネーターとともに、研修会の企画を行い、元気な高齢者の担い手拡大に努めます。

併せて、今年ですでに満5年を迎える城郷中学校及び近隣3区全4中学校による「ちょいボラサポーターズクラブ」の継続支援の継続及び、昨年度から「視覚障害者」の参加者増が見込まれて音楽活動においては、小机駅から当ケアプラザまでの障害者誘導へのちょいボラ参加者をさらに増員し、障害があっても参加しやすいケアプラザ事業の提供と安全に配慮した障害者誘導の事前研修なども実施しながら、より実践に有効なボランティア啓発活動を展開してまいります。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ・ケアプラザの窓口で相談に来られた方や電話でのお問い合わせに葉安心して相談ができる対応、的確な情報提供、スムーズなサービス利用支援を目指して職員全員で努力していきます。
- ・地域の医療機関の相談員との連携により退院時にスムーズに在宅への生活に移行できるように関係機関と協力をしていきます。
- 必要な時に必要なサービスがスムーズにつながる様日頃から情報収集を行い、相談者のニーズに適した支援をしていきます。
- ・地域にあるインフォーマル情報の把握と活用により、地域住民の状況にあった支援が行えるようにします。
- ・相談内容により解決が困難なものは関係する専門機関や行政機関との連携により支援をしていきます。
- ・いつでも気軽に相談ができるように、老人クラブや体操教室のOB会などに出向き顔のみえる関係づくりを継続していきます。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・城郷地区見守りネットワーク構築事業の中で全地域（9町内会）が見守れる体制ができるように引き続き支援をしていきます。
- ・民生委員の定例会をはじめ、有償家事ボランティアの会議や地域の見守りネットワークの会議、老人クラブの定例会など各種会議への参加により顔の見える関係づくりを進め、各団体との協力関係を継続して築いていきます。
- ・生活支援センター・地域活動交流との連携を図り、精神障がい者の高齢化や介護者が精神障がい者もしくはその疑いの懸念がある場合等の支援について、地域での支援ネットワークの構築に努めます。

実態把握

- ・「一人暮らし高齢者地域での見守り推進事業」を地域の民生委員や地域の見守り隊と連携して安否確認や、事業へのお誘い、新たに見守りが必要なかたの支援などを継続して行っていきます。
- ・老人クラブや地域のサロン、自主化した体操教室など地域の身近な集まりに出向きニーズ把握を行っていきます。
- ・地域の有償ボランティアの「城郷ふれあいの会」や民生委員・市営住宅の相談員など地域の関係団体と情報共有を行うことで継続して連携をしていきます。必要なケースには同行訪問をするなど地域での見守りや実態把握を進めていきます。

2 権利擁護

権利擁護

- ・専門的な相談をする機会を広げるために引き続き行政書士による個別相談会を実施するなど、専門的な相談を行う場の確保に努めます。
- ・振り込め詐欺や消費者被害予防のため地域の老人クラブや体操教室に出向き最新の被害の手口や地域で実際に起こった事例の話を行い対応策も伝えるなど被害の予防に努めます。
- ・高齢者向けに消費生活総合センターから講師を招き詐欺被害防止講演を開催します。老人クラブ等を通じて権利擁護事業についての啓発活動に努めます。
- ・権利擁護が必要な方に各関連機関と連携を図り、必要なサービスにつながるように努めます。
- ・終活に関するセミナーを開催し、最後まで自分らしい人生を生きていくための情報提供を行います。

高齢者虐待

- ・地域のサービス事業所やボランティア団体等に向けて、虐待防止パンフレット等使い、高齢者虐待防止についての啓発活動に努めます。
- ・実際に支援が必要となった場合には、行政と協力してスムーズな連携が可能になるようネットワークの構築を図り、早期解決できるように努めます。

認知症

- ・城郷地区のキャラバンメイトと協力してサポーター養成講座を開催していきます。回数についてはキャラバンメイトの定例会議で検討していきます（中学生に向けて、支えあい連絡会の役員、地域の自治会役員など）また地域から養成講座の依頼が来た際は適宜対応していきます。
- ・地域の居場所づくりの一環として今年度から行う予定の「輪・カフェ・しろさと」で9月に認知デイの管理者を講師として認知症の方へのかかわり方を学んでいきます。（介護者や地域の方対象）
- ・ケアマネや地域の方からの認知症の方の相談や対応に関する相談には随時応じていき必要であれば地域ケア会議等でかかわり方を検討していきます。また徘徊している方に関しては引き続きかえるシートの活用などを進めていきます。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- ・ケアプラザでの相談や電話、個別での訪問で支援が必要と思われた方に適切な支援が行き届くようにマネジメントをしていきます。（介護保険の申請が必要な方には申請手続きを行います。また地域のインフォーマルサービスで賄えそうな方にはそのご案内を適宜していきます）
- ・地域の老人クラブや体操教室、サロン等に適宜出向き介護予防の必要性を引き続き行っていきます。また地区担当の保健師と協力して体操講座や口腔、栄養指導なども適宜行って介護予防の実践に努めます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・地域のなかで高齢者を支える支援者としてお互いの役割について共有し連携・協力して対象の高齢者の方をサポートしていただけることを目的としたケアマネジャーと民生委員との情報交換会を定期的を実施します。
- ・地域のボランティアグループとの情報交換会を定期的を実施します。
- ・介護している方や一般の方を対象に介護セミナーを開催します。コーヒーを淹れるボランティアに参加してもらい、おいしいコーヒーを飲みながら意見交換ができる場として開催する予定です。
- ・地域のインフォーマルサービス等の地域資源の情報収集をし、インフォーマル情報誌を作成、地域のケアマネジャーに情報提供をしていきます。

医療・介護の連携推進支援

- ・エリア内の医療機関にはケアプラザの事業の案内や広報誌を持って定期訪問していきます。医療機関から相談があった時は入院から退院後のリハビリ、在宅療養への円滑な移行ができるように各関係者と連携を行い支援します。
- ・港北区高齢者支援ネットワークで医師会、歯科医師会、薬剤師会など共催事業研修として「誤嚥性肺炎を考える」「在宅で看取る」を開催します。

ケアマネジャー支援

- ・ケアマネジャーは多様なサービスをコーディネートできるよう、地域における健康づくり体操や老人クラブ活動、ボランティア活動など、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるように支援します。
- ・高齢者支援ネットワークでは「誤嚥性肺炎を考える」を2回、「在宅で看取る」を1回で研修を行います。また、新任ケアマネジャー向けの研修では港北区合同で「介護保険外サービスについて学ぶ」の研修会、地域ケアカンファレンスを開催します。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・個別レベル地域ケア会議は、年3回の開催を予定しています。地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサービスなど、地域の多職種による会議等を開催、地域の高齢者の実態や地域課題の把握、課題の分析を行います。
- ・包括レベル地域ケア会議は、年2回の開催を予定しています。個別レベル地域ケア会議で出された課題をもとに検討します。
- ・会議の開催・進行については、ケアプラザの地域活動交流や区役所の地区担当者・港北区社会福祉協議会の担当者と共に連携して進めていきます。

介護予防事業

介護予防事業

- ・介護予防普及強化事業として5月から11月にかけて8回シリーズで「レッツウォーキングしろさと」を行います。また東町・愛宕町内会合同で体操教室を今年度は2回シリーズで開催します。
- ・28年度から新しく始める「輪・カフェ・しろさと」の担い手となるボランティア養成を目的として「コーヒーで地域デビュー」の講座を開催していきます。
- ・おむつの当て方講座を「ユニ・チャーム」を講師として地域のボランティアグループに向けて行います。また管理栄養士の講座も地域のミニデイサロンに向けて行います。
- ・現在活動している2か所の元気づくりステーションや自主化している体操教室への支援を引き続き行っていきます。
- ・3月に行う予定の地域のボランティアグループの交流会で歯科衛生士の口腔ケア講座を開催していきます。

その他

- ・市営住宅の相談員と引き続き連携を取りながら住民の相談対応をしていきます。
- ・地域の3か所のグループホーム、1か所の小規模多機能の運営推進会議に参加し運営状況などを支援していきます。また今年度から始まる地域密着型デイサービスの推進会議の開催支援もしていきます。
- ・地域支援としてひっとプラン、支えあい連絡会、ボランティア連絡会、見守り推進会議などにも定期的に参加支援していきます。
- ・生活支援コーディネーターとの事業分担や新規事業の開拓などどのような連携ができるのか一緒に検討していきます。

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 横浜市城郷小机地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			生活支援体制整備	居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型通所介護	
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援						
収入	指定管理料等収入	15,172	23,428	151	0	5,789	0	0	0	0	
	介護保険収入	0	0	0	7,951	0	43,951	112,092	10,000	49,517	
	その他	0	0	0	0	0	21	224	0	75	
	雑収益他	0	0	0	0	0	21	224		75	
	収入合計(A)	15,172	23,428	151	7,951	5,789	43,972	112,316	10,000	49,592	
支出	人件費	12,341	20,233	0	2,945	5,480	33,069	89,304	0	31,540	
	事務費	875	840	0	3,348	0	1,918	8,534	0	2,845	
	事業費	471	124	151	0	309	296	11,663	0	3,888	
	管理費	6,216	1,652	0	0	0	583	7,981	0	2,660	
	その他	▲ 2,084	756	0	0	0	40	2,846	10,000	5,912	
	施設使用料相当額	▲ 3,588	0	0	0	0	0	2,718	0	870	
	消費税	987	0	0	0	0	0	0	0	0	
	指定額等	516	756	0	0	0	0	0	0	0	
	返還額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	40	128	0	43	
	繰入金費用	0	0	0	0	0	0	0	10,000	5,000	
	支出合計(B)	17,819	23,605	151	6,293	5,789	35,905	120,327	10,000	46,845	
	収支 (A) - (B)	▲ 2,647	▲ 177	0	1,658	0	8,067	▲ 8,011	0	2,747	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ **指定管理料提案額をベースに作成してください。**